

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないよう御注意願います。

記

I 入林前の遵守事項

実際に入林する日が決まった場合には、入林する日の3業務日以前※までに日時及び場所を管轄する森林管理署（所）に電話により必ず連絡して下さい。

電話番号は別紙のとおり。

※「3業務日以前」は、日曜日に入林しようとする場合、水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
③入林の連絡日	②	①	—	入林予定日

II 入林時の遵守事項

1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。

立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示していますので、立入制限区域内への立入り及び発砲を行わないよう確実に遵守して下さい。

なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認下さい。

2 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。

3 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続きをして下さい。

4 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。

5 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防に御協力下さい。

6 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意してください。

なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、四国森林管理局では責任を負いませんので十分御留意願います。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

四国森林管理局
(担当：保全課企画係)

森林管理署等の連絡先

徳島森林管理署

771-0117

徳島県徳島市川内町鶴島 239-1

TEL 088-637-1230 050-3160-6160

香川森林管理事務所

761-8064

香川県高松市上之町 2-8-26

TEL 087-866-6622 050-3160-6180

愛媛森林管理署

791-8023

愛媛県松山市朝美 2 丁目 6 番 32 号

TEL 089-924-0550 050-3160-6165

四万十森林管理署

787-0003

高知県四万十市中村丸の内 1707-34

TEL 0880-34-3155 050-3160-5640

嶺北森林管理署

781-3601

高知県長岡郡本山町本山 850

TEL 0887-76-2110 050-3160-6230

高知中部森林管理署

781-4401

高知県香美市物部町大栃 1539

TEL 0887-58-3131 050-3160-6175

安芸森林管理署

784-0044

高知県安芸市川北乙 1773-6

TEL 0887-34-3145 050-3160-5645